

ハイランド1丁目地内斜面崩落の市道復旧等について

平成26年8月30日 横須賀市土木部

1 市道復旧工事の事業手法

- ・斜面崩落以降、市道の安全確保のために、神奈川県、国土交通省からの専門家の派遣により技術支援等を受けてきましたが、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく道路災害復旧事業（国庫負担率2/3）として工事实施することとしました。
- ・崩落した斜面部分については、土地所有者から市への寄付の申し入れがありましたので、これを受けて道路区域に編入し、道路災害復旧事業の対象工事とすることが、8月5日に実施された災害査定（国土交通省・財務省）により採択されました。

採択基準

異常な天然現象に起因する河川以外の公共土木施設災害

- 最大24時間雨量 80mm以上（今回は163mm）
- 時間降雨量 20mm以上（今回は 21mm）

2 工事概要（2ページを参照）

道路復旧延長 L=22m

- 法枠工 977㎡
- コンクリートブロック積 73㎡
- 付帯工 1式

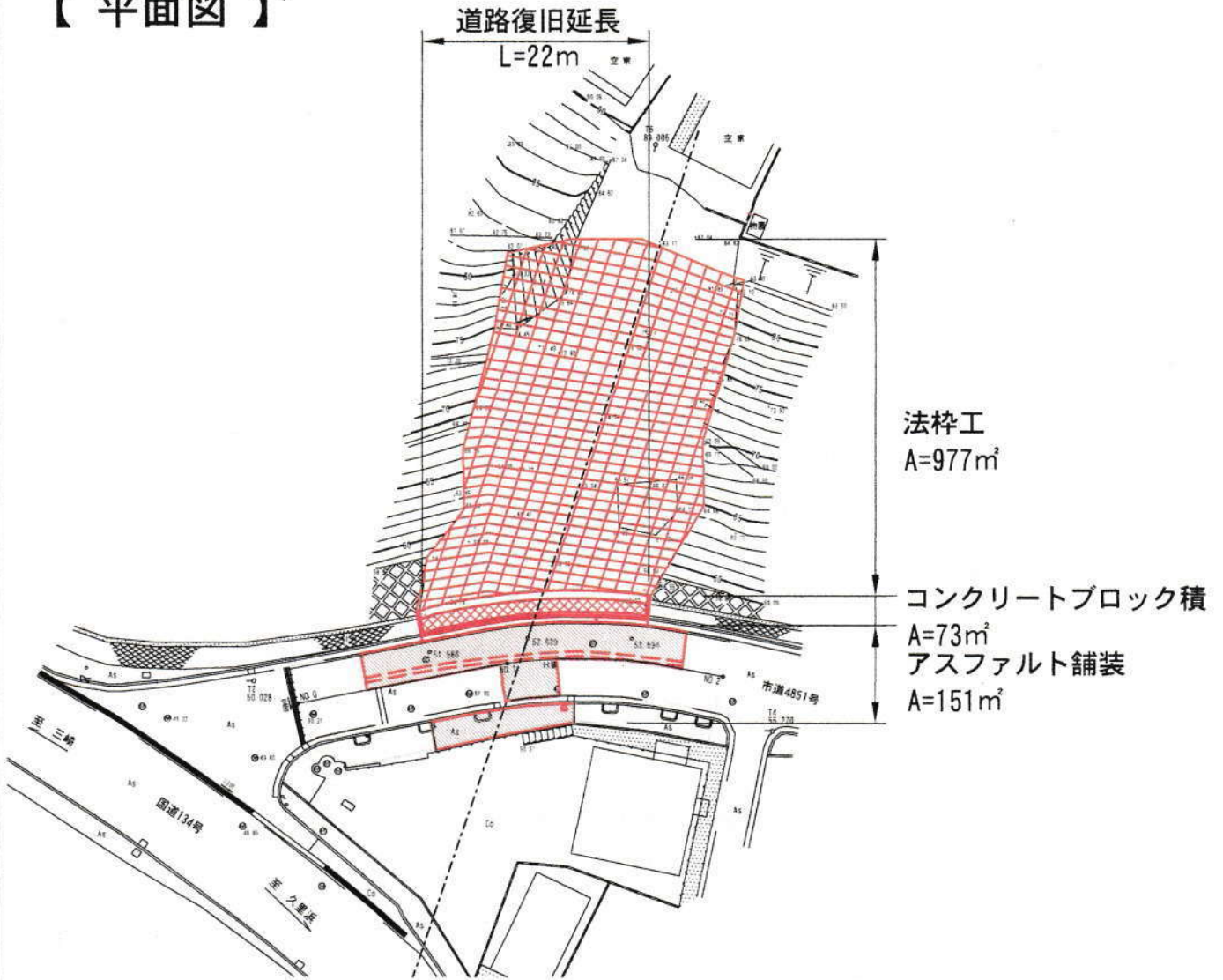
来年（平成27年）3月末の工事完了を予定

3 今後の対応（3ページを参照）

- A部分 崩落個所。市が寄付を受け道路災害復旧事業として工事实施。
- B部分 自然斜面であることから、県の急傾斜地崩壊危険区域の指定を受ける予定。
- C部分 宅地造成による人工斜面であり、県の急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けられないため、土地所有者に対して当該地の適切な維持管理を指導。

土木事業用地 市の所有地。必要となる安全対策について現在調査中。

【 平面図 】



【 標準横断面図 】

